

2. 仮設焼却炉の安全・環境対策

- 安全を第一に、施設整備・運転管理をいたします。
- 具体的には、以下の対策を徹底し、安全を確保します。

収集運搬などの安全対策

- 焼却する農林業系副産物等が運搬中に飛散、流出、漏出しないよう容器等に入れ、遮水シートで覆う等の対策を講じて運搬します。
- 運搬車両からの空間線量は、法令に基づき、基準に従って管理します。（参考 ※1）
- 農林業系副産物の前処理（破碎）に当たっては、飛散しないよう集じん装置で負圧化した建屋の中で行うなど、適切な飛散防止を講じます。



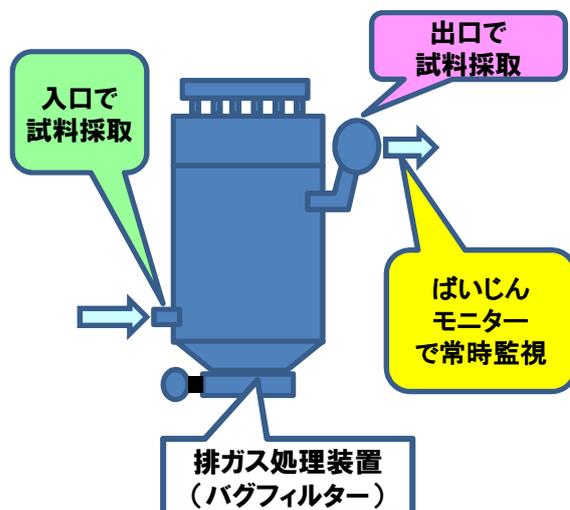
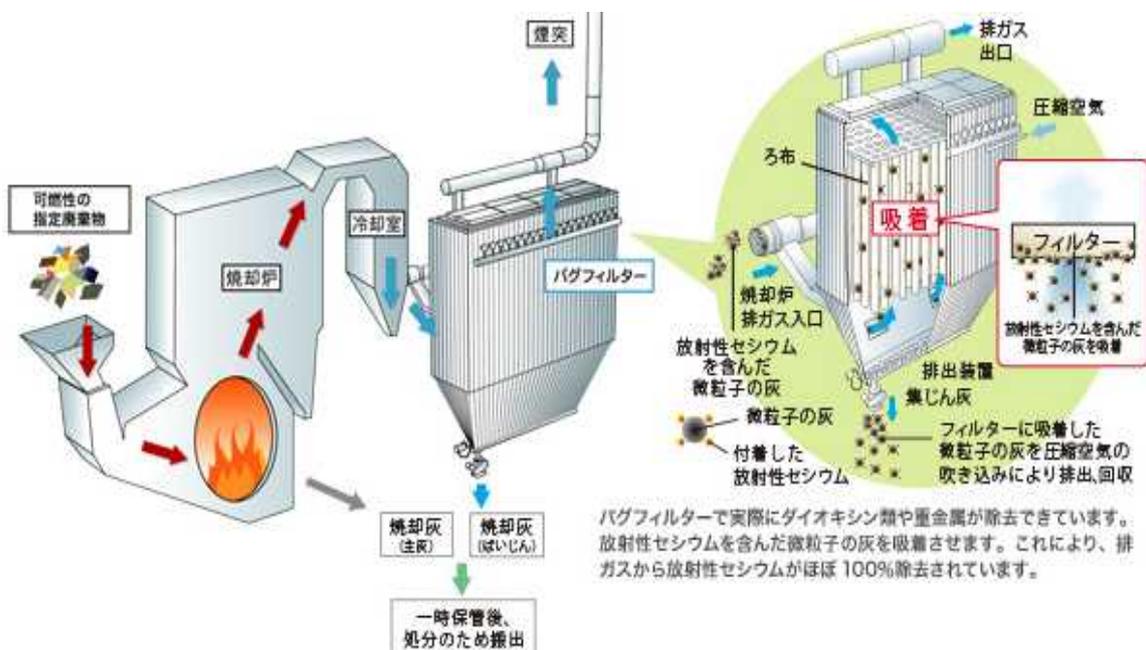
前処理施設(建屋)の例



前処理作業の例

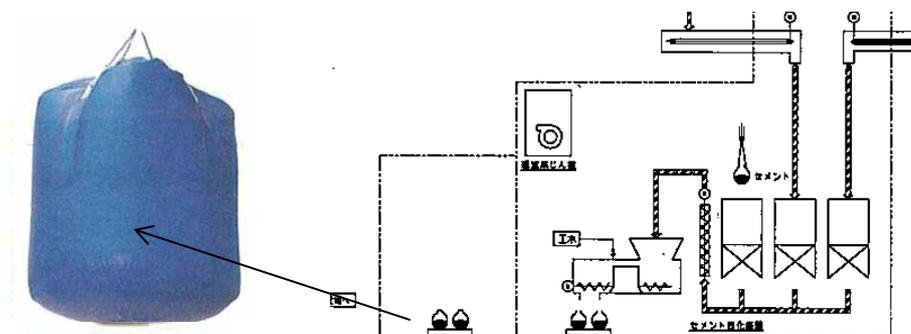
排ガスの安全対策

- 排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置（バグフィルター）を設置します。
- 焼却後の排ガスは冷却室で冷やされます。冷却により放射性セシウムは微粒子の灰に移行しますので、排ガス処理装置で除去可能です。
- 排ガス中の放射性セシウム濃度は、事業場の周辺の空気中の濃度限度を下回るように管理します（参考 ※2）。本件の場合は、ガイドラインによる検出下限の $2 \text{ Bq} / \text{m}^3$ 以下となるよう管理します。また、排ガス中のばいじん濃度の目標値を設定し、ばいじんモニターで常時監視します。



焼却灰の処理

- 焼却灰は、セメント固型化した上で、ランニング型フレキシブルコンテナに梱包し、一時保管を行います。
- セメント固型化までの処理は、密閉した建物の中で自動で安全に行います。



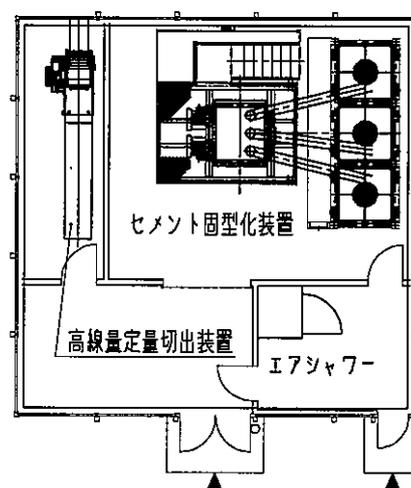
- セメント固型化した焼却灰は、国が確保する中間貯蔵施設・管理型処分場が確保され次第、速やかに運搬することとし、一時保管場所を最終処分場にはしません。

排水の安全対策

- 焼却炉は排水を、出さない構造とします。
- 雨水の排水が汚染されることのないよう、施設周辺が放射性物質で汚染されないように徹底した管理を行います。

作業従事者の安全確保

- 作業従事者は、マスク等の保護具を着用し、放射性物質の吸込みや付着防止を図るとともに、線量計を携帯して計測・記録します。
- セメント固型化室への出入りには、エアシャワー等の施設を用意します。



モニタリング

- 実施場所(作業箇所)及び敷地境界で、作業日は毎日、空間線量をモニタリングし、作業従事者及び周辺環境への影響を管理します。



情報共有

- 鮫川村には、作業日には毎日、作業日報、ばいじんデータ、モニタリングデータを伝えます。

緊急時の安全対策

- 万一来に備え、緊急対応マニュアルを村と作成しました。

(参考)

※1 運搬車両の放射線遮へいにかかる基準

特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものにあつては、その外輪郭に接する垂直面)から1m離れた位置における1cm線量当量率の最大値が100 μ Sv/hを超えないように、放射線を遮へいする等必要な措置を講ずること。

※2 排ガスを排出する場合の事業場の周辺の空気中の濃度限度

セシウム134 20(Bq/m³)

セシウム137 30(Bq/m³)

排ガスを出す場合に適用される濃度限度は、3ヶ月の間の平均濃度について、算出した値(セシウム134とセシウム137の場合、各濃度限度に対する割合の和)が1を超えないようにすること。

式で表すと以下のとおりとなります。

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{20(\text{Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度(Bq/m}^3\text{)}}{30(\text{Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$